

平成17年度の農地の標準小作料のお知らせ

角田市農業委員会は、平成17年分からの賃貸借をした農地の標準小作料について次のとおり設定しました。

この標準小作料は、賃貸借契約にかかるすべての農地に適用されます。

1. 田 (10a当り)

地域区分 収 量	山 間 地 帯	10a区画地帯	大区画地帯
510kg	17,000円	21,000円	23,000円
480kg	14,000円	17,000円	19,000円
450kg	11,000円	14,000円	15,000円

上記標準額には生産調整を加味していません。

2. 畑 (10a当り)

山 間 地 帯	10a区画地帯	大区画地帯
6,000円	8,000円	9,000円

普通畑を標準としています。

【注意】

標準小作料は3年ごとに改訂されます。今回の改訂は平成17年から適用されます。

標準小作料の設定にあたり、土地改良区費については、経常経費（水利費・排水費等）は借人負担、償還金等は貸人負担として計算しています。

上表の金額は、あくまでも標準額ですので、貸人・借人の両方で十分話し合っ
て決定してください。

農地の賃借権の設定・移転をする際には農業委員会の許可が必要です。許可を得た賃貸借契約の小作料の変更をする際にも農業委員会へ届出が必要です。

お問い合わせ先：角田市農業委員会事務局（電話63 - 0133）